

所得税および復興特別所得税と市・県民税の申告

平成25年分の所得税および復興特別所得税、市・県民税の申告時期になりました。日時や必要書類を確認し、期限までに申告しましょう。期間中は会場が大変混雑しますので、郵送による提出やインターネットを利用した申告がおすすです。

■確定申告について

高崎税務署では、ビエント高崎を会場に平成25年分の所得税および復興特別所得税の確定申告の相談・申告書の受付を行います。申告が必要な人は日時・書類を確認して期限までに申告しましょう。

会場▼ビエント高崎（高崎市問屋町2-7）

受付時間▼午前9時～午後4時

申告期間（ビエント高崎）▼

2月13日（木）～3月17日（月）

※土・日曜日（左記日曜相談日以外）を除く。

※この期間は高崎税務署には相談会場がありませんので、ご注意ください。

日曜相談日▼2月23日（日）・3月2日（日）

日曜相談日受付時間▼午前9時～午後4時

■市・県民税の申告について

市・県民税の申告が必要な人は次の日程で申告の相談・申告書の受付を行いますので、早めの申告をお願いします。

会場▼市役所 6階

受付時間▼午前9時～午後4時

期間▼2月13日（木）～3月17日（月）

※土・日曜日を除く。

※市役所 6階では簡易な確定申告に限り、相談・申告書の受付を行います。次のいずれかに該当する人はビエント高崎での申告をお願いします。

○営業所得（税務署から申告書が送付された人）

○青色申告

○譲渡所得（土地・建物・株式など）

○外国為替証拠金取引（FX）による所得

○肉用牛の売却による所得

○山林所得

○初回の住宅ローン控除



インターネットで確定申告書を作ってみませんか？

簡単・無料で利用できる「確定申告書作成コーナー」

国税庁ホームページへ

申告期間中は、市役所やビエント高崎は大変混雑することから、皆さんにはご迷惑をおかけしております。そこで、時間や曜日に関係なく利用できる国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」を利用してはいかがでしょうか？

申告書を作成する場合は、インターネットに接続できるパソコンとプリンターがあれば、利用することができます。（パソコンの環境によっては使用できない場合がありますが、利用できるかどうかの判定も同ホームページで確認できます。）

■申告書の郵送先

宛先▼〒370-0045

高崎市東町134-12

高崎税務署 宛

封筒に「申告書在中」と記載してください。

※申告書を郵送で提出する場合は、「郵便物」（第一種郵便物）または「信書便」として送付してください。

◎電子申告について

電子申告（e-Tax）を利用する場合は、住基カードやカードリーダーが必要となります。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

国税庁ホームページアドレスはこちら▶<http://www.nta.go.jp/>

問合せ▶高崎税務署個人課税第一部門（☎322-4711）

☎税務課市民税係（☎内線1064）、☎住民課税務保険係（☎内線2163）